

## ■ 現行の認定切り替え（1号→2号）

- ①施設 ⇒ 保護者 : 1号→2号認定切り替えの了承
- ②保護者 ⇒ 区こども家庭課 : 教育・保育給付認定変更申請書を提出、認定切り替え処理
- ③保護者 : 2号児童として施設を利用（最短で翌月1日から）

## ■ 国の示す原則

### 原則として利用調整を経ることとされている。

認定こども園を利用する教育・保育給付第1号認定の子どもについて、教育・保育給付第2号認定への区分の変更があった場合には、市町村の利用調整を経ることになりますが、市町村の判断により優先的に継続利用させることは可能です。（自治体向けFAQ【第19.1版】令和3年10月1日 Q53 認定こども園に係る利用調整より）

## ■ 利用調整の実施

- ・国の原則を踏まえて、認定切り替えにおいても、利用調整を実施する。
- ・選考においては、対象児童の同一園継続への配慮として、優先的に取り扱うこととする。

### 【入所選考における取り扱い】

- ・認定こども園の機能である柔軟な認定切り替えを可能とするため、枠があれば切り替えが可能な優先項目①「認可外保育施設の認可移行・幼稚園の認定こども園への移行」に準じた取り扱いとする。
- ・利用調整は市内児童⇒市外児童の順に選考を行うため、新たに入園を希望する市内児童がいた場合、市外児童は不承諾となる（市外児童同士であれば、優先される）。

# 参考：他自治体における1号から2号への認定切り替えの運用について

政令指定都市（選考実施が15市、一部実施が1市、選考なしが4市）

政令市名	選考	加点・優先	備考
札幌市	実施	あり	加点（700点）※移行優先と同程度（虐待999点の次）
仙台市	一部実施	無回答	2号の受け入れ枠を超える場合は、利用調整を実施
さいたま市	実施	なし	
千葉市	なし	－	
横浜市	実施	あり	1ランクアップと加点（5点）
川崎市	実施	なし	
相模原市	なし	－	
新潟市	実施	なし	
静岡市	なし	－	
浜松市	実施	あり	加点（単願の場合のみ調整指標2点）※就労は20点
名古屋市	実施	あり	1ランクアップ
堺市	実施	なし	
神戸市	実施	あり	加点（30点）※調整指標の最高点
岡山市	実施	なし	
広島市	実施	あり	Sランク（最優先）
北九州市	なし	－	
福岡市	実施	なし	
熊本市	実施	なし	

近隣市（主な近隣市は、すべて選考を実施）

県内市名	選考	加点・優先	備考
船橋市	実施	なし	
柏市	実施	なし	
市川市	実施	なし	
松戸市	実施	なし	
佐倉市	実施	なし	
習志野市	実施	なし	
八千代市	実施	なし	
市原市	実施	あり	加点（12点）
四街道市	実施	あり	施設から依頼があった場合のみ

※「近隣市」は、中核市と主な隣接市のほか、子育て支援で報道等のある松戸市を調査